

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（14）

2. 日時：令和5年10月10日（火）13時15分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、  
中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他9名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他3名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：設工認その9に係るヒアリングコメント回答一式（処理場-231-1～15）

資料2：放射性廃棄物処理場（設工認その9）コメント回答一覧（補足資料）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、では今から原価件数以上のヒアリングを始めます。
0:00:06	これまでに火災と溢水と、前回の審査会合におけるコメントに対する回答ということで3回お話を伺いしまして、今回はその続きということになります。
0:00:20	で、これまでの質問管理をいただいておりますので、まずリストに従って、順番にお話を聞いていきたいと思えます。
0:00:30	今日は何番からお話を伺いすればよろしいでしょうか。
0:00:37	フランス以上ずというところですけども、今回、グリスポの方のですね、いろんなメンバー。
0:00:43	まだ一部ちょっと資料は間に合っていないところ、申し訳ありません。思いますので、閉塞のところもありますけども、40番から鶴飼県の方ご説明をさせていただきたいと思ひ。
0:00:54	はい、わかりました。じゃあ40番の水防止対策というところからご説明をお願いいたします。
0:01:11	はいそれでは住宅事業本部ですね、コメントナンバーの40番から、
0:01:17	回答資料について説明をさせていただきます。まずコメントですけども、森林法収益総会において、大場香月の支援を、評価書を総務関係と高藤米昨日の泊本案件について説明することと。
0:01:32	いうことでさせていただいております。こちらの改定ですけども、
0:01:36	まずですね方の方も設計方針と決まってはこちら記載の通りですね。
0:01:41	溢水が発生した場合におけるの整備。
0:01:45	というものが評価の湿布です。
0:01:49	この中で、フローの通り、まず、安全施設の踏み込み機能。
0:01:54	があるかどうかというところで安全してくるかどうかの、
0:01:57	判断を行っております。でも安全資機材はご心配いただいておりますので、安全シヨップがまず大切だということで、負担につきまして、この後に月数による影響が考えられる責任ということで、
0:02:11	それがですね、右側PS3の保管廃棄時期は、最終的にポンド、それからNサービス建屋はイトウ大関までについては、
0:02:21	鉄筋コンクリート造、であり、奥田委員、他排出については、発泡性土砂草原倒して開口部といただいて、いう予定でございますので、
0:02:32	泊や代替で発生するリスクに対して構造上、提供を受けることで、こちらはまず、ローカリティから業務を、
0:02:43	A、
0:02:44	三角駅を考えられるものというところで別の青枠のところ、訴えの利益の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	岡崎原子力についての通りですね、評価 5 を 35 ページ、こういったものを、
0:03:00	2%ポイント分、壁にPTをしております。
0:03:05	水本いただきます取込 900%ラグの構造排水、それから処理定期のデータ等を含めて、体制について、そこで、
0:03:18	福崎委員、1 本について、大野方面も、
0:03:23	4 ページにぽんぽんと 1.3%、こちらがですね。
0:03:29	戸松行を、
0:03:31	パンペリー分。
0:03:34	一方、このままこれまで規制庁シブヤなんですけどもちょっと育ったらこれはこうだった人がかなり高額なんですけども、何か補カーのマイクってないでしょうか。
0:03:52	他にですね、何とかわかるけども多分文字起こしは全滅すると思いますし、所々聞こえなくなってしまうので、
0:04:00	何かもうちょっとマイクがあつたら交換していただきたいんですけども可能でしょうか。
0:04:07	こちらのマイクでも同じでしょうか、説明の方が少しよさそうです。はい。そちらでちょっと引き続きお願いします。
0:04:16	はい。失礼いたしましたこちらのマイク。
0:04:20	説明する場でもよろしいでしょうか。はい。
0:04:27	はい、じゃあ続きをお願いします。
0:04:30	はいそれではアドアーズJR等もちょっとですね、テーマ通信料を出していかないのてただいま蔵本作りますちょっとお待ちください。
0:04:39	はい、じゃあお願いいたします。
0:04:42	はい。それでは都築委員にご説明をさせていただきます。こちら
0:04:49	資料の 5 ページの 3 ページの方に、
0:04:53	福井委員の第 4 ページの表の 4 ポツ 1、こちらの抜粋をしております。横手の記載がですね、外殻施設があります。それぞれの設備、安全機能を有する。
0:05:06	そういった設立を期待をしております。
0:05:09	これらに対して防護対象としてですね。
0:05:14	で、右側に安全機能への影響ということで、こちらが閉じ込め機能に対してですね、例えば換気設備であれば、一斉カンピが停止したとしても、設備で閉じ込め機能を確保するというので、
0:05:28	減り中もですね、ドリツパン追加するというのもあって、安全機能に及ぼす、
0:05:36	%観点で、税理士玉置福士、思います。
0:05:42	これらの選定を踏まえまして、最終的に一番、1 ページに行く場所のところの下になりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:51	原子炉設置変更許可詰所の議題としまして、二つございます。まず、第2ルール、大処理長南出野の発生%においても、
0:06:01	0のナイズをフラットニングするための排水及びその操作回路が没水または被水することにより、日本は見送ったということ。それから、
0:06:11	⑥が、キョウデン原則的に線路内部を負圧に維持するための対応にするためのリーダが不足により機能を損なわないよう設計ください。
0:06:23	ここで、最終ラインでございます。
0:06:28	2ページになりますけれども、今ご説明あった所管の違いを踏まえまして、今回の結果、数字と、
0:06:35	その中で営業体制のピークだけで、
0:06:39	設備部の4ポツになります。訂正の一覧をつけております。
0:06:45	これらの5%の記載と補完するためにですね、この大橋で下に表をつけておりますので、
0:06:51	まず、整備の外部パートナーの方の排風機というものは、工認上の先輩ふに、
0:06:59	の利益について、すべて市販液位、それから交流などをこれが答えていております。上記排風機の操作回路については、
0:07:10	普通のIFの配電盤、それから現役に協力。
0:07:15	耐専中は、江本馬場サポート者が操作回路に対して、
0:07:21	防災の技術発言費という言葉はディーゼル発電設備という減るのは以前がディーゼル発電機の改善といったものも含めて、全設備として、
0:07:31	日本ピストンリング、向後笹木様になっております。
0:07:39	まず奥田40番の回答に対しては、25、はい規制庁シブヤです。ご説明ありがとうございました。
0:07:48	フロー図で最終的に防護対象設備がどのように絞られていったかという過程を説明いただきましたけれども、
0:07:59	えっとですね、基本的な考え方としてはいいと思うんですけども、説明としてはですねもう少し細かく説明していただかないと、なんかちょっと結論ありきのような。
0:08:14	印象を受けてしまっておりますので、
0:08:19	おそらく何がまずいかっていうとあんまりやっぱり我々が心配してんのは抜け漏れなんですけども、もう一つですね、抜け漏れがないことを示していただく上では、
0:08:30	1ページ目の水色の四角の部分なんですけども。
0:08:37	ここの判定をもう少し細かく書いていただければ、合意のではないかと思います。今、イエスノー。
0:08:49	納期の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	志賀多賀、二つありますけども。
0:08:54	まずとしてはかなり縦長になってしまうと思うんですけども、これをもうちょっとです ね積み重ねていただいて、
0:09:01	二つ目の四角ですと今は溢水による影響が考えられる設備ということになってま すけども、むしろ、
0:09:09	右側のグレーのハッチ部分のところにある、転動コンクリート造であり、屋外の保 管廃棄設備については、構成ふた等て蓋をし云々という、
0:09:24	本を、むしろ、
0:09:26	菱形の中に入れていただいて、それに該当する設備はこういうところこういうと ころにあるのでこれはの方に入れますと、以下 3 ページ。
0:09:36	4 ページ 5 ページ等に、議員が示されておりますけどもそれを例えば類型化して いただいて、例えば溢水が発生しても、
0:09:47	水没する、よりももっと高いところに置いてありますっていうような次を例えば菱形 として作っていただいて、それではねられるのは、こういうところこういうところ これですと、また次はもうそもそも構造として、
0:10:02	あそこからの水が入るような、そういう、
0:10:07	形をしたものではないとかですなちょっと菱形をどんどん作っていただいて、今度 右側に入れていっていただいて、最終的にこの排水管理のものが、塗っておりま すっていうような、もうちょっと、
0:10:21	カテ縦長の感じに、多分作っていただくと、我々としても理解がしやすいかなとい うふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。
0:10:35	はい成果検証業務のところですよ。宇佐趣旨理解いたしましたそれをですね、対 して、つなげていくような形で整理をさせていただくと、わかるようにこれから説明 にいただければ、日本、
0:10:51	西布田についても、もう少し網羅的な形でパンパンとなっている。
0:10:57	これは今期の本で、グループリーダーから情報を、
0:11:06	質問をご説明させていただきたいと思います。
0:11:09	はい、ありがとうございます。ほかに規制庁側から。
0:11:14	このフロー事業につきまして、何かございますでしょうか。
0:11:19	はい。40 番は、これで結構ですので、次の項目をお願いいたします。
0:11:31	はい。続きましてですけれども、次はですね、このポイントプランの 4 番を、
0:11:39	させていただきます。朝ちょっとまたですね聞こえなくなっちゃって聞く。
0:11:45	なんかマイクの結果向きだと思うんですけども、青木君とかすごくよく聞こえるん ですけど。
0:11:51	はい。はい。一方、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:53	コウジマよろしゅうございますを組んではいそれを多賀所長ということで行きますでしょうか。わかりました。すいません。多分、
0:12:00	マイクに向かう抜きだと思ふ。ちょっと。
0:12:04	また 4 ページ。
0:12:06	トップも三つのペナルティ立法方針に係る評価の計算方法について、
0:12:14	不交付書の内容を審査会合資料に追加することということでコメントいただきました。こちらについては、次いで伸べる利益、
0:12:24	を、こちら審査会合のパワーポイント資料の中で、まず、いずれかの基準のところ、で、事業主の。
0:12:34	PWロック及び防御。
0:12:37	エムス影響評価ということで、こちらのポテンシャルを持って使用している場合はこうを合わせていこうというようなことで、
0:12:46	結局はですね、野末梅田と都築伊井 1461 号、2 番目で%TEMPでご報告し、地域医療の確保、
0:12:58	行ってしまってます。全体はほぼ発生するというような、設備的ラポ特捜部について、43 億円というものを、本ページ、
0:13:10	休憩いたします。評価条件は、設備の構造形状で心配で 5 ページになりますけれども、伴法務担当を務めております。
0:13:21	モチブを皆さん、最終的な評価となっています。1 年ということで、
0:13:29	栗田さん。
0:13:31	新居唐木の方なんです。
0:13:33	これも、
0:13:34	ワークショップ等の対策も含めまして、文化を徹底させていく。
0:13:47	小室さん。
0:13:49	藤倉さん、一般一般地区を、
0:13:56	それぞれがパラメーターフォンを過ぎてから、
0:14:04	こちらのタイプ物揚げ場も、
0:14:07	IPCと芝です。ありがとうございます。ちょっと山賀さん聞こえてないですね。
0:14:16	むなしいしても、1 回ちょっと 1 ヶ月 1 回道具ログアウトしましたようにしてもらえますかね。
0:14:24	上の方から集中質問、はい、今村から。
0:14:34	五島は土橋すいません規制庁嶋村です。
0:14:39	恐ろしいのこの評価式は評価式で評価は排水貯留ポンドはもうその 3 の時にやったと思うんですけどそれと何か。
0:14:51	変わってるところはありますか評価報告とか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:58	衛藤北条ヨコボリですけども、若尾最終ポンド小貫の評価方法と変わりはございません。同じ統括部門、どうぞ。
0:15:08	わかりました。
0:15:15	特性とシブヤですけども、南北東西方向ってありますけどもこれは便宜的にそう書いてあるわけで、実際の算の方ちいの、
0:15:27	マイク面に沿って計算してるってそういう理解でよろしいですか。
0:15:32	はいその通りです。はい、わかりました。
0:15:37	です。
0:15:39	あと次ちょっと次の 24 ページの、お伺いたいんですけども。
0:15:45	そうですね。上に、松防護対象とあって次に溢水事象があって、次に溢水の有無ってありますけどもそれはそのすぐ左側の没水とか被水があるかないかっていうそういうん。
0:16:01	なんていうことでよろしいでしょうか。
0:16:04	はい。通常のところですけども、おっしゃる通り、わかりましたじゃちょっと事象の有無にさせていただけますかね。左側と対照してみた方がいいと思いますので。
0:16:18	はい、承知いたしました。ここは修正させていただきます。はい。その事象の有無が無駄と、もう次自動的にその右側の措置の要否は不要になるっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
0:16:31	はい。その通りです。わかりましたそれと一番上の表の隣に、安全機能に影響を及ぼす恐れがないため対策は不要であるって書いてありますけど、そもそもだからそういう事象が起きないってことですよねここは。
0:16:50	そうですねはい。大変またボス飯尾の影響を受けないということなので、はい。そこはおっしゃる通り、今の書き方だと何か起こり得るようにも読めますので、郡数は起こりえないというふうに読めるように書いていただけますでしょうか。
0:17:05	はい承知いたしました。はい。よろしく願います。はい。他に何かございますでしょうか。
0:17:22	前回シマムラの方がですね、地震で配管、ノンクラスの配管とかが、全部破れてしまうことも、その水位として考える必要があるのではないかっていう指摘があったかと思うんですけどもそれに対する検討状況はいかがでしょう。
0:17:40	配布する業務報告。
0:17:43	申し訳ありません局今現行まだ今進めているところでございますので、再三すべて網羅的にパッチング伸ばしたり事前等も起こしながら、
0:17:56	別々に 10%合計で 2 万頭、新の場合ですね、パイパスマークらしいということで、パターンを入れているところ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:06	まずいかと思うんですけど、ちょっと漠然となって当然 5 ページの 3 ページを提出するということで、すべてが、
0:18:15	出っ張ってるところが医師になったら当然まとまって、というような倉庫会社もあります。観点で説明させて整理を継続するわけでございますので、
0:18:28	いっぱい措置発行し、お時間いただきたいと思ってます。
0:18:31	はい。規制庁渋谷です。お答えをいただいていることで承知いたしました。
0:18:38	西谷課長が、
0:18:42	次に進みましたので、皆さんいただければ、
0:18:48	わかりました。ちょっとですねやっぱり音の状況が良くないので、
0:18:56	一旦ですねエメックスを落としますので、ちょっと入り、全員、皆さん全員入り直していただいてもよろしいでしょうか。
0:19:07	はい経費の選択だった。はい。一見落としす。
0:19:12	同じアドレスでお入りください。
0:19:48	大村さんをもし知ってるんですけど、20、資料 22 ページ。
0:19:55	平成 12 年の建設省告示じゃないですか。
0:20:02	垣見雨森と。
0:20:05	なんで、なんでこれを使ったのかなと。
0:20:10	どうもありがとうございます。檀加来本部津村さん聞こえますでしょう。
0:20:17	はいこちら決めます。もう公表お願いします。こちらの方でお願いいたします。
0:20:25	はい。伴君の五藤です。音声良好です。よろしく申し上げます。大塚さんいかがでしょうか。はい。江崎向井先生両方です。よろしく申し上げます。ではいかがでしょうか。
0:20:38	大洗管理施設です。音声良好です。お願いします。年間件数実績からでしょうか。
0:20:47	新世紀地震力では、
0:20:51	金木野委員。
0:20:54	はい。
0:21:04	円貨建処理センターでしょうか。横堀さん聞こえますか。
0:21:23	だけで、他のところから、
0:21:27	ちょっと、
0:21:29	場所、場所の結果、
0:21:33	見学だけじゃ駄目だ。
0:21:36	大賀光永っていうのが、ちょっともう 1 回やって、
0:21:41	山道顧問がちょっと至急対応して、
0:21:46	そうですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:53	入って大丈夫なんですけども、ほぼ原価項目だけ聞くをお願いします。とりあえずそうですね。
0:22:02	なんか変な下向がかかるときは、何か回線自体おかしいんですけど。
0:22:06	確定のだけ聞こえないとやっぱりそこに行けないです。ちょっと場所の変更を考えてありました待つしかないですね。
0:22:26	銀行さんがおっしゃった、
0:22:32	超高層建築、
0:22:34	土木事業、
0:22:35	表してる現実。
0:22:37	今年廣瀬があるんだっけ。
0:22:40	若宮若菜。
0:22:43	そこを通していくと。
0:22:46	うん。
0:22:59	これは大須賀難波錦戸さん。はい。
0:23:03	そうです。
0:23:19	教え、
0:23:37	こちら原価券処理場ですけども、
0:23:40	音声、いかがでしょうか。
0:23:42	今でもいいです。はい。
0:23:46	それをお願いします。はい、じゃあ。
0:23:50	規制庁から引き続きスロッシング周りについて質問あったらお願いします。
0:23:59	田崎清とシブヤですけども、また計算式とかの方に戻ってきて、これは聴診とか、そういうものは考慮されていくんでしょうか。
0:24:32	あ、すいません原価検証以上のヨコボリですけども、今芝さんおっしゃられた共振というのは、要は、この方針を考えるとときに、この下が特定の周波数だと、特に波が高くなるような場合もあるかと思うんですけども。
0:24:49	そういう事象も考慮して決められ、求めているというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:25:12	多分何かこう、子供と人と遊ぶような場合でも、何か特定の被爆者健診等睡眠がよくいるとかですね、そういうことあると思うんですけど。
0:25:26	はい処理場のヨコボリですけどもそういったちょっと特定のですね何らかの影響では、波高が変わるとかですねそういったところまでは評価し、考慮した評価になっておりません。
0:25:38	部長さんのその固有周期を算出して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:41	そこから、最大の箱を求めているだけになってますので、何らか共振というかですね付加的な条件というかそういった部分を考慮した式にはなってないです。
0:25:53	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:25:57	他に何かありますでしょうか。
0:26:00	清町の荒川です。
0:26:03	この評価の結果っていうのは、家の高さまで波の高さが届かないので、
0:26:13	1 政権にはならない。
0:26:15	ということを、
0:26:17	言いたってこといいですかね。
0:26:22	はい処理場の横堀です。はい、おっしゃる通りでして貯層これ地下ピット式の貯槽になってますので、その縁の高さを超えなければ、床面の方にですね、溢水はないというような、そういった評価をしております。
0:26:38	わかりました。もう一つなんですけど、この睡眠の高さの管理っていうのは、何カ一。
0:26:48	その保安規定みたいなところで縛りがあったりするんでしょうか。
0:27:07	はい処理場のヨコボリですけども、こちらの水、水いいですね水面の高さのところですけどもこちらの、
0:27:15	各貯槽のですね許可上最大量をの。
0:27:19	当調査に貯留している状態で評価をしておりますこちらの最大量については、保安規定や設工認その6等で、
0:27:29	降水のところですね、そういったところの警報の管理のところも含めて、とか、管理をしているものでございます。
0:27:36	わかりましたありがとうございます。
0:27:39	はい。他に何かありますでしょうか。
0:27:44	ちょっとね、少しの話じゃないんですけど。
0:27:49	進んでもらっていいですか。
0:27:58	表の下の※。
0:28:03	米印二つあるんですけど下の方のこのSDCのことが書いてあるところなんですけど。
0:28:09	違うか。
0:28:10	上の方の米田失礼しました。上の方の米の真ん中ぐらいに、セル排風機、自動消火設備を設けているため、
0:28:21	自動消火設備ってこれスプリンクラーじゃないってことを言いたいんだと思うんですけど。
0:28:29	自動消火設備って何ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	処理場のヨコボリですけどもこちらのはる一による消火設備になります。承知です。そういうことなんだろうなと思うんですけど、自動消火設備だとよくわからなくて、
0:28:48	そのあと続いている消火栓による消火は不要であるって水は使わないで、自動消火設備自動ハロンとかですね、なんかそういうのがわかるようにしてもらえればと思います。
0:29:00	はい処理場の横ですはい、おっしゃる通りですすいません。そちらはハロンガスによる消火ということがわかるようにですね、ちょっと記載を修正したいと思います。
0:29:09	はい。
0:29:14	はい。他に何かございますでしょうか。今日四宮さん。
0:29:19	今のページでちょっと、1、今の表の4-4号。
0:29:29	もう見ると、高度期間室の没水高さって、
0:29:34	2から3番目に0っていうのがあんですけどそれが一番高いのが、
0:29:40	0.07 っちゅうのが一番。
0:29:43	大きいと思うんですけど。
0:29:46	この次のページ
0:29:48	21 ページの、
0:29:54	表に行くと、ろ過水ポンプっていうところの、
0:30:02	コード機械室申請とかさこっち 0.0 人になってんですこれ、0.01 で間違いはないですか、0.0716 点。
0:31:24	中条ヨコボリですけどもすいませんちょっと即答できず申し訳ありませんこちらちょっと今担当の方で、中身確認しますのでそれから回答でもよろしいでしょうか。ほぼほぼ、
0:31:36	そうですねなんかパツと見ると、冷却水+ろ過水+消火水なんか 0.084 になりそうです。
0:31:45	はい、じゃあその次お茶あい進め大丈夫ですか。はい。じゃあ伊賀次の番号をお願いします。
0:31:57	はい。藤処理場のヨコボリですけども、続いてですけども、コメントNo. 44 番になります。
0:32:04	コメントの方は知る排風機の配電盤等の溢水に対する防護措置の要否判定理由について、許可で必要としているため安全機能重度分類クラス3の設備に対して、
0:32:17	防護措置不要とする記載は適切ではないということで、またディーゼル発電設備の被水に対する防護措置の理由のところについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:26	自動ディーゼル発電機自体を冷却するための配管以外ないということなのでそのように記載をすべきというようなコメントをいただいております。こちらにつきましては、
0:32:37	24 ページになりますけれども、まず、必要なところを緑のところですけども、1 制限となる、同区画内の配管ですね、こちらは屋内環境ということで、
0:32:50	非常に環境としては良い環境であって日常巡視等で外観を毎日確認し、配管の健全性を確認していることから安全機能に影響を及ぼすような、
0:33:02	配管の破損リスクというものは極めて小さいというものでございます。しかしながらですね、一部の配電盤等の直上及び直近、これ全面になりますけども、
0:33:13	に配管が敷設されていることから、それらの配管の被水に対しては、水防護カバーを設置して、対策を実施しているということでこちら記載の方修正をさせていただいております。
0:33:25	それから真ん中ですねホット機械室のセル排風機につきましても、
0:33:30	同様でございますまた書き以降はちょっと違うところで、またですね、当該排風機の直上及び直近に敷設された配管がないということ。それから、
0:33:39	セル排風機本体は火災防護の観点から構成のボックスで囲われているということで、対策は不要であるということで、
0:33:47	記載の方修正をかけております。
0:33:50	最後ディーゼル発電設備の方の被水につきましては、こちらディーゼル発電機の冷却のための循環水の配管以外水源はないということでこの部屋にはそういったものがございませんので、
0:34:03	そういった記載に改めて修正をさせていただいております。
0:34:08	44 につきましては以上となります。
0:34:11	はい、ありがとうございました。この 44 番から水木先生と発電機周りで、何か質問ございますでしょうか。
0:34:22	はい。規制庁四宮です。
0:34:25	一番上の
0:34:30	排風機はい現場ところなんですけれども、
0:34:37	一部は、
0:34:39	の間はこの
0:34:43	直上及び直近に敷設されて、
0:34:49	いて、それについては溢水防護カバーを設置してますということなんですけどちょっとですね表現が抽象的なというか、
0:35:04	越智武様。
0:35:06	本当は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:09	僕配管の位置図みたいな話にさせていただいて、
0:35:17	直近、
0:35:19	直上とか、
0:35:22	近くにあるのでこの配管については防護措置をして、それ以外は離れてるので必要な人その辺はもうちょっと図面か何かでわかるように説明していただくことは、
0:35:38	できますでしょうか。
0:35:42	はい処理場のヨコボリですけれども、そちらにつきましては、すいませんこちら先ほどの地震での破断と一緒にあわせてですねコメントNo.の 41 番の方で、
0:35:52	そもそものその溢水元の選定の考え方とところで、図面等をも用意する予定で考えておまして、そこで明確にまず図面を示したいと考えております。そちらの、
0:36:06	実現を示す、あと防護対象機器との関係がわかるような図面ですね、こちらです ね今図面の方を整備作成中のございまして、
0:36:16	そちらができ次第ですね併せてそういったところも示しながらご説明をさせていただきたいと思っております。報告よろしくお願ひします。
0:36:27	はい。他にご質問ありませんでしょうか。
0:36:30	もう一つシマムラ
0:36:37	一番下のアスタリスクがついてて、
0:36:43	全部の換気が停止しても、
0:36:47	直ちに安全機能に影響を及ぼす恐れはないという。
0:36:54	記載があるんですけれども。
0:37:00	工場本店積み込み
0:37:05	これも粘りとかをしてあること等、
0:37:09	いえ、
0:37:12	何杯ぐらい持つから、その間に、
0:37:21	復旧できることとかですね何かそういった
0:37:24	検討はされてるんでしょうか。
0:37:34	はい処理場のヨコボリですけれども、
0:37:37	そちらにつきましては具体的に定量的にですね何分、宇和漏えいしないとかですねそこまでのところの確認とかですねまでは実施をしておりますが、
0:37:50	基本的に停止した場合にはですね直ちに対策を講じることになりますので、ちょっとそこまでちょっと定量的に何分もつ、漏えいしないとかっていうことの評価まではちょっと行ってない。
0:38:04	ところでございます。
0:38:11	はい。わかりました。
0:38:17	規制庁の荒田ですけど、ちょっと同じところで確認だけなんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:24	排気のダクトみたいなどころについては、これ、ダンサーとかが吹いていると、さあ、排風機が止まってもうダンパーが閉じることによって、
0:38:37	閉じ込めはそこで確保できるっていうふうに考えてるんですけども。
0:38:41	その点はいかがでしょうか。
0:38:45	はい。中条ヨコボリですけども、そこはおっしゃる通りでして排気の方にはダンパーがついてまして、排気が止まるとダンパも閉止しますのでそこで閉じ込めが確保されるという
0:38:56	おっしゃる通りでございます。わかりましたありがとうございます。
0:39:01	大変なんかまとめて書いてもらった方が、
0:39:06	重田芝ですけども、今先般、
0:39:09	大体すぐ返事するので廃棄の方は問題ありませんとか、直ちに、
0:39:16	作業員が駆けつけて、復旧作業を行うことになっているとかです。
0:39:22	ちょっとその辺を書き加えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
0:39:29	はい処理場ヨコボリです承知いたしました。
0:39:35	はい。44 番他に何かございますでしょうか。よろしく願いします。
0:39:41	本庄委員。はい。他に何かございますでしょうか。
0:39:46	はい。次お願いいたします。
0:39:49	すいません処理場ヨコボリですけども、次、次に行く前に先ほどの、
0:39:54	溢水のところでいただいたコメントをに対するちょっと回答をさせていただきますのでちょっとよろしいでしょうか。はい。お願いいたします。
0:40:11	廃棄物処理場の木下と申します。先ほどもあった件でございますけれども、まずです。21 ページのアクセス通路に関わるころの、
0:40:24	浸水深さのところですけども上の表の二つ、こちらが特に甲斐コード機械室同じ部屋の評価。
0:40:36	設置場所ですねとなってございます。このうち、ろ過水ポンプと書いてあるものにつきましてはこれ六甲過水プロパーの 24 時間等、
0:40:48	海も現状ですね、通水してるものでございます核家族化してもございますので、こちらは勤務時間内外における浸水、いわゆる没水高さ。
0:41:00	ということで、評価してございましてそちらの結果につきましては、前のページ 20 ページ戻っていただいて、こちらの溢水影響評価結果のうちの、電源設備、
0:41:12	このうちのろ過水ですねこういう機械室この 5.2 立米のところの没水高さ 0.01 メーター、こちらを記載してございます。一方で冷却冷却水ポンプと書いてあるもの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:25	こちら併記するポンプがそのまま操作するものが、2回こういう機械数に、配管を走っておるものがございますけどもこちらは勤務時間内の2の、
0:41:37	運転ということで、かつですね、のこれポンプ冷却水が、この部屋で漏えいした場合は、脚注に下表4の、すみません、21ページの表の4-1、4ポツ。
0:41:53	4の脚注の3に書いてある通りエクスプロパーキング時間内のみ運転であり、次は隣接する教室の作業の速やかに隔地ポンプ停止操作を行うことができると思う。
0:42:04	いうところで、こちらは浸水高さをなしと書いてございます。一方で溢水影響評価のですね表の4-4の方をすみません表の4のようなすみませんアクセス通路の、
0:42:18	ところのCの方とすみません。
0:42:21	の方で少し、すみませんの発言はちょっと今日の舞台と同じなので少しわかりづらいかと思いますけども、こちらの電源設備の冷却水のところの、
0:42:32	水量は18、0.07というのは今の配管からずっと流れ続けた場合ということで少し、
0:42:42	アクセスするっていう評価にあたっては勤務時間内外で少し分けて記載しておるものがございます。
0:42:58	はい、規制庁資料です今のご説明でいかがでしょうか。
0:43:22	江崎清町シブヤですけども、戸田冷却水の方は基本的に作業員のいるかいる時間しか運転しておらず、客水の方に何かあったときにはすぐに止められるからというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:43:37	はい。その通りになります。わかりました。
0:43:44	ちなみにそれ2校に30分かかってその間にある程度の溢水量が発生してしまうということはないんでしょうか。
0:43:52	現状木下でございますとこのA棟2階高度機械室のすぐ隣の部屋ですね、もともとそちらも小塚磯野危機管理区域でございますしてその隣の、
0:44:03	これはすでにその拠出になってございますので、何かあれば、もう即座に1それこそ一、二分で駆けつけることは可能です。
0:44:13	わかりました。
0:44:16	冷却水の方を、そんなに大きく考慮しなくて良いということはわかったんですけど、消火性は全然考慮しなくていいんでしょうか。
0:44:31	消火水ですけども、ここで没水高さ0.004メートルというのは、ちょっと喝采の評価とも関係しますけどもコード機械室の中の、
0:44:45	いわゆる火災の等価時間をつまりそこで放水した場合の、放水量。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:52	となってその時が没水高さが 0.004 メートルとなってございましてこちら先ほどのろ過水の評価に包絡されるということで、特段規制記載、現状は記載はしてないものでございます。終わります。
0:45:07	来そうですね。なんか両方同時に発生したらお水が単純に両方たまるような気もするんですけどそんなことはないでしょうか。
0:45:30	なし。
0:45:34	下水道木下でございまして現状はまた 10、これ、これらの多重故障に近い形かと思っておりますので、
0:45:44	いわゆるろ過水の破断が置いておきてる最中に、かつ、火災が発生して、
0:45:52	消火するってそういうことは今現状は考慮してございません。はい、わかりました。
0:45:57	他何かありますでしょうか。
0:46:04	よろしいですか。
0:46:06	はい。次お願いいたします。
0:46:12	はい。処理場の横堀です。続きましてですねちょっとページ飛びますけども、コメントナンバーの 45 番に対する回答ということで、ページ番号で言う、80 ページになります。
0:46:29	こちらコメント No.45 番ということで、技術基準規則の第 19 条の 2 項、それから大和田 35 条の 2 項ですね。に対する想定事象、
0:46:39	のを、
0:46:40	ちょっとその対策の関係性について、適合条文がわかるように整理することということで、こちら表の通りですね、まず想定事象としては、
0:46:51	形はいろいろあるのかと思いますけども、大きくは、容器の破損による漏えい、それから配管の破損による漏えい、それからスロッシングによる漏えいと。
0:47:00	いうことを、それらの対策については拡大防止の観点から、容器周辺への部に設ける堰ですね、それから管理区域外漏えい防止のための堰や傾斜。
0:47:14	あと漏えいしがたい構造という観点でいう壁の競争。そういったところが、
0:47:19	対策として挙げております。これらにつきまして容器の破損については容器の周辺に堰を設けるとしてございましてこちらが第 35 条。
0:47:32	第 2 項の 2 号ですね。こちらへの適合と考えております。
0:47:37	それから同じく容器の破損、それから配管の破損、両方ともですけども、管理区域外への漏えい防止のところ、
0:47:45	こちらが第 19 条の 2 項と 35 条の 2 項第 3 号に適合するものとして考えております。
0:47:54	それから、同じく容器の破損は配管の破損による、漏えいしがたい構造というところでこちらは 35 条の 2 項 1 号に適合するということで整理をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:48:06	直す新宮による漏えいにつきましては、評価の結果を示している通り、新たな対策として何か設けるものはないということでございますので、こちらは不要ということで整理しております。
0:48:18	該当するとすれば、こちらの管理区域や漏えいの関谷経営者のところ、それから床壁の貯層が該当するかと思いますけども。
0:48:28	こちらは対策として不要ということでこのような整理しております。
0:48:32	こちらの回答は以上になります。はい。規制としてください。どうもありがとうございました。19条と35条の両方に跨る部分もあるのではないかとということでご説明いただきましたけども、形状が分かれたでしょうか。
0:48:50	報告。
0:48:57	こういうことなんでしょう。
0:49:00	対策としてはお話になる部分があり、きちっと何にしろ、
0:49:08	よろしいですか。
0:49:12	特に審査書角田問題ないですか。
0:49:17	経営だから設計しようとして、それぞれの条文適合に必要な部分をちゃんと表されていれば、それで企業があるのかなと思いますので、
0:49:31	わかります。設備ベースで、
0:49:37	についてですけれども高校352項3号に、
0:49:48	重複するそこに区域のところ、上イトウ19条。
0:49:59	としての本文の書き方等35条です。
0:50:05	それぞれどうなってるか。
0:50:09	この概要資料の中でお示しいただくことができますか。
0:50:17	はい、中条ヨコボリですけども。承知いたしましたこちらの、
0:50:21	その観点で今度の設計条件設計仕様そういったところのが19条2項と35条、そういった重複する部分に、
0:50:30	どこがどう該当するかということで、そちらを、
0:50:34	この内容の資料に追記するというのでよろしいですか。これは私が言いたかったのは、規制庁伊藤ですけども今の資料の中で、説明可能であれば少し紹介して教えていただけますかという。
0:50:48	そういう意味だったんですけども。
0:51:06	ご本人の記載をして19条に適合する本文35条、別々に書かれているのか、或いは
0:51:16	本文記載としては日本に求められてるんだけれども、
0:51:21	それぞれ適合性を示し、それぞれに対する説明調整を示しているっていうのが、何らか読み取れる本文記載になるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:32	どういう表現になってるのかなっていうのを確認したかったということです。
0:51:39	はい処理場のヨコボリですけども現状ですね本文の記載としましては、この条項 19 条と 35 条に分かれた記載はちょっとしていないのが現状でございます。
0:51:58	院長の本部のですね試験検査のところ、それぞれ 2 条、対応する試験検査のところ、35 条をのみを書いていた、
0:52:09	十九条も併用して書いていたりということで、一応その、
0:52:12	試験検査のところへの適合性の確認検査っていうかねそのところでは、一応条項分けをして書いているところがございます。
0:52:28	規制庁イトウですけども。
0:52:34	情報養型の内容を受けて設計条件なりで、機能設計の考え方をまず述べている部分を、
0:52:44	申請書としてはあると思うんですけども、そこ何らかの書き分けができないんですかね。
0:53:02	この設計仕様だけ書かれてしまうと
0:53:07	19 条、35 条どっちを説明したいのが本文だけでは判別がつかなくて、添付の条文適合生命を説明を見に行くと初めてわかる、そういう、
0:53:20	資料構成になるのかなと思ひまして、
0:53:29	田井処理場のヨコボリですけども、おっしゃる通り現状の島申請をしている設工認申請書上ですと、
0:53:38	設計、
0:53:40	条件からこう入ってしまっておりますので、
0:53:45	ちょっとその部分のですね、書き分けというか条項ごとの書き分けというのがちょっとできてない、いいものになっておりますので、それは書き分けることは可能ですので、
0:53:58	ちょっと記載のほうは検討しまして補正でちょっと対応させていただければと思います。斉木性教育、よろしくお願いいたします。
0:54:10	はい。
0:54:14	45 番よろしいでしょうか。
0:54:17	じゃ、次の次お願いいたします。
0:54:24	はい続きましてコメント No. の 46 番になります。
0:54:29	ページで 81 ページでございます。こちらまずコメントですけども、管理区域外漏えい防止の観点で設けている堰等については高さ等の設計仕様が記載されていないが、
0:54:41	漏えい防止に対する考え方を説明することということでコメントいただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:46	こちらの回答ですけども、まず廃液の漏えい防止については、方法類飯野周りに設ける堰等を管理区域外漏えい防止の観点で儲ける堰等がございます。
0:54:59	原子炉の許可においてはですね。
0:55:02	当初類の周りに設ける石については、
0:55:05	堰内の塔槽類のうち、最大の容量の貯槽、一期から全量漏えいした場合に、その全量を受けることができる容量を有するものであることっていうことで定めてございます。一方管理区域外。
0:55:19	への漏えい防止については、漏えいを防止する、防止できる堰等を設けるということを決めてございます。これらのことからですね、
0:55:27	市、町槽類の周りに設ける席につきましては今回の設工認申請書第4編の設計仕様におきまして、堰の容積を記載するとともに、
0:55:37	添付書類の方に概略図を添付しております。管理区域外の堰の漏えい防止につきましては、漏えいに至らないことを確認した上でですね設工認申請書上にはですね。
0:55:50	設置位置、設置箇所を記載しているといったところでございます。
0:55:56	こちらのですね確認していたものについては、
0:55:59	次の82ページ以降の表1のところまで
0:56:04	記載をしております。まず表1のところ第1廃棄物処理棟こちらの概要と想定事象ですけども、概要の方は大体keV処理等には1回機器室のところ、
0:56:19	焼却する設備を構成する機器として洗浄液の貯槽を設けてございます。で、こちら1回基質はですねホット機械室等を固体廃棄物一条基盤に隣接していることから、洗浄液が漏えい。
0:56:32	から漏えいが生じた場合ですね、1階の機器室、それからホット機械室及び、固体廃棄物の一条基盤が浸水することになるので、それぞれの室の建屋外、管理区域外に通じる。
0:56:46	出入口等に堰を設けると、設けているというものでございますこちらの図面を後ろにつけておきまして、
0:56:54	こちら、図の方は参照していただければと思いますけど水色のところがですね、84ページですけども、浸水リアーになりまして洗浄液の配管の漏えいを考えておりますのでこちらの。
0:57:07	漏えいが想定箇所を示した図をつけてございます。
0:57:11	82ページに戻って、
0:57:14	いただきましてこれらのところで漏えい量としては、この貯槽線量で6立米ということで、漏えい量は6立米で床面積が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:25	341 これ室にある機器とかですね、そういった学校があるようなもの、課題があるようなものは除いた。
0:57:32	床面積となっております 3410 平方メートルになります。これらで水位としては 0.02 メートルということで、
0:57:40	堰の高さとしては 0.1 メートルございますので、管理区域外漏えいはしないと、堰の高さを十分下回っているというそういった、
0:57:51	確認を行っているものでございます。同様にですね第 3 廃棄物処理棟、こちらにつきましても、
0:57:57	同じような考え方ですね、想定事象の方で、
0:58:01	複数の島層理ございますけども、槽類の周りに設けた式の外で漏えいする可能性がある、貯層のうちですね。
0:58:09	最大量を有するものが、濃縮液貯槽ということで全量で 3.5 立米への漏えいということでこちらを想定したときに、
0:58:17	床面積から考慮しまして、堰の高さを超えないということで確認をしてございます。
0:58:24	続きまして、
0:58:28	83 ページになりますけども、解体分別保管等をですね、こちらにつきましては、動ける東ソー 0 関係はすべて地下部分に設けているものがございまして、
0:58:41	タンクローリーで廃液を移送するための接続口が 1 階の廃液貯槽室に設けているということでその接続口から漏えいが発生した場合を想定してございます。
0:58:53	こちらその室に移送するですね廃液は、はい。長そうですねこちら洗浄液取水槽という貯槽がありまして、こちらが全量だと 10 流でございますので、
0:59:06	それぞれ、それぞれ評価をしているものでございます。
0:59:10	こちら水の方なんですけども 0 としておりますけども、概要のところのですね、ただし書きのところをですね、ただし、実態としてですね。
0:59:22	同室内の地下部にあたる、堰内ですねこちら 131 立米ほどの容積がある石がありまして、そこに結果的にすべて流れ込みますので全量がですね堰にとどまると。
0:59:36	この 10 立米が漏えいしてもそこにとどまりますので、
0:59:39	この部屋の水位としては 0 ということで評価しておるものでございます。堰の高さは 0.1 メートルでございます。
0:59:48	最後現状処理等ですけども、
0:59:51	こちらですね、長総理関係はすべて地下に設けておりまして、同じようにタンクローリーに接続する場所をが、1 階に位置しているということでこの資料保管室がございまして、そこが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:04	隣に、トラックエリアという部屋が隣接しておりますので、ここの両方に浸水するというので、
1:00:12	こちらの漏えい量も最大貯留量を示す廃液移送の 2、全量で 10 立米ですけども、こちらがすべて漏えいした場合に、
1:00:21	堰の高さは超えないということを確認しております。
1:00:27	はい。こちらについてはですね、まとめ資料等にもしっかり記載をして整理を最終的にしていきたいと考えております。
1:00:36	説明は以上になります。
1:00:39	はい。ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。
1:00:52	じゃなければ次お願いいたします。
1:00:59	はい処理場のヨコボリです。続きましてコメントNo. 47 になります。こちらページ 88 ページになります。コメントですけども。
1:01:09	技術基準規則の第 11 条の適合性の説明について、外観のですね、以上の内容を具体的に説明することと、まがい。そうですね。また、
1:01:20	申請書の本文ですねこちらの設計書また設計条件に定期事業者検査の関係も含めて、本文事項として追記することということでコメントをいただいたものでございます。
1:01:31	こちらは設計条件の両括弧 5 番としてこの朱書きの下線のところ。
1:01:36	提携条件に加えてこれはすいません補正で追加をさせていただきたいと考えております。内容ですけども、
1:01:44	本設備、関経業者床面及び壁面の塗装またはライニング等ですねこちらの機能の健全性につきましては、
1:01:52	その外観について目視により検査、どうか有害な損傷変形等がないことをこれを行えるものとし、これらの機能を健全に維持するため、
1:02:03	保守または修理ができるよう、補修に必要な作業環境等を確保するというので、こちら本文の設計条件の方に記載をさせていただくことで考えております。こちらの説明は以上になります。
1:02:17	ご審議ありがとうございました。何かコメント 47 について質問等ございますでしょうか。
1:02:26	かければ、次 48 番お願いします。
1:02:32	はい続いて処理場のヨコボリですけども、48 番ということで 9819 ページになります。
1:02:39	コメントですけども、技術基準規則の第 19 条 1 項の適合性の説明について、
1:02:46	溢水の影響を受けて設備が停止したとしても処理は自然に沈静化に向かうと記載があるがこの具体的な例を説明することと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:55	ということで、例をお示ししたいと思います。
1:03:00	こちらの中身としてはこの表の中になりまして、まず施設と、それから設備該当する設備と、その放射性廃棄物の状態ということで示してございます。
1:03:12	まず第 1 廃棄物処理棟の焼却処理設備ですけども。
1:03:16	焼却処理設備は、焼却炉内に可燃性の廃棄物、20 リッターのカートンボックスですけども、これを投入し、初期投入の廃棄物の燃焼後、
1:03:27	は新たな廃棄物を追加で投入することで、燃焼が継続して廃棄物を焼却していくといった、焼却炉になってございます。
1:03:35	焼却処理中に設備が停止した場合ですね。
1:03:39	廃棄物の追加投入が当然停止となります。
1:03:43	そのためですね、廃棄物が追加されなければ、もう燃焼は自然と止まっていきま すので、それに伴って放射性物質を含む廃ガスの放出も止まっていくということで 沈静化に向かうということになります。
1:03:56	続いてその下の第 3 廃棄物処理棟です。こちらは液体廃棄物を使う設備ですけど も、まず所、蒸発処理装置のポツ 1 になります。蒸発処理は受け入れた廃液を、 蒸発缶にて蒸発処理を行うものでございます。
1:04:11	蒸発処理中にですね設備が停止した場合、当然加熱が停止いたしますので、蒸 発缶内の廃液は徐々に温度が低下して状況も止まっていくと。
1:04:21	いったもの。それから、
1:04:23	蒸発処理をして濃縮した廃液ですね、これをセメント固化する、セメント固化装置 ですけども。
1:04:31	こちらは、
1:04:32	浄化処理により濃縮した廃液等をセメントを混練して最終的に 200 リッタードラム 缶に排出するというものでございます。
1:04:41	セメント固化処理中にですね設備が停止した場合には、混練する装置内で向こう へ固まって交換されるということでそのまま、
1:04:51	降下するだけということで沈静化に向かうといったものでございます。
1:04:55	それから減容処理等をですけども、まず減容処理棟の高圧圧縮装置につきましては、 圧縮処理を行うチャンバーという部屋がありましてその中で 200 リッタードラ ム缶ごとを廃棄物を、
1:05:08	セットして圧縮するという設備ですけども、あとで圧縮処理中に、設備が停止した 場合、副部長はそのままチャンバーにとどまりますので、特段影響なく、沈静化に 向かっていくというものでございます。
1:05:23	金属溶融設備ですけども、こちらはですね溶融ライン内に 200 リッターのドラム缶 ごと廃棄物を投入しまして高周波誘導加熱による、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:32	廃棄物をより廃棄物を溶融するといったものですが、溶融処理中にですね設備が停止した場合、これも加熱が停止する、しますので、
1:05:42	溶融炉内で溶融物は表層から冷え固まっていて放射性物質を含む廃ガスの放出も止まっていくというものでございます。
1:05:50	次 90 ページになりますけども、焼却溶融設備の焼却処理設備ですね、の方ですけども、こちらは第 1 廃棄物処理とちょっと違っていて、焼却炉内に可燃性廃棄物を投入し、
1:06:04	LPGのバーナーにより廃棄物を焼却する設備でございます。
1:06:09	ですのでこちらですね処理中に設備が停止した場合はNPDのバーナーの加熱が止まりますので、燃焼が自然に止まって、ガスの放出も止まるというものでございます。
1:06:21	最後のプラズマ溶融設備ですけども、こちら溶融炉内 200 リッタードラム缶ごと廃棄物を投入しましてプラズマによる表面加熱により、廃棄物を溶融する設備でございます。
1:06:31	こちら金属と同様ですけども、
1:06:34	それが停止した場合、設備が停止した場合ですね、漏電等干渉プラズマ照射が止まりますので、加熱が停止して自然と冷え固まって放出も止まると。
1:06:44	ということで、沈静化に向かうといったものでございます。
1:06:48	48 に対する回答は以上となります。
1:06:51	はい。規制庁芝です。ありがとうございました。いずれも反応がまちづくりをすることはないというご説明させていただきます。質問でございますでしょうか。
1:07:06	次年ぐらいですけども、このセメント固化装置の場合、固まってしまうと出ないのわかるんですけども、これは何か、後で困ったりとかはしないんです。
1:07:25	はい。処理場のヨコボリですけども、仮にですねその混練する者のところで固まってしまった場合には、一旦ですね、その婚したものをはつたりしないと。
1:07:39	次が使えなくなりますので、そういった措置は必要になります。
1:07:44	はい、わかりました。よろしくお願いします。
1:07:48	何かご質問ございませんでしょうか。
1:07:53	はい、じゃあ次お願いいたします。
1:07:57	はい。続きまして処理場のヨコボリですけども、続きましてコメントをの 49 番になります。火災防護のところになります。
1:08:07	申請書類に記載しているこの添付書類の方ですけども記載している火災防護の三方策。
1:08:14	の対応状況について審査会合資料に追加することということでコメントをいただいております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:21	こちらについてはですねページ番号で言うところの、
1:08:27	56 ページ以降になります。
1:08:36	はいこちら衛藤。
1:08:39	審査会合資料のところの 10 ページのところでは火災防護の三方柵に対する対応状況ということで、緑字で追求をしておりますこちらを、
1:08:51	説明させていただきます。まず
1:08:53	3 本冊のうち、火災の発生防止ちょっと細かなところの説明を割愛させていただきますが、建屋とか構造材、そういった処理設備の使用材料をこういったものは不燃性または難燃性の材料を使用しているということであるとか、
1:09:08	あと一部保安規定とかで定めて対応する可燃物の持ち込み量とかですね、そういったものの官憲を入れたりしております。
1:09:19	あとですね、4 ポツのところを常時負圧に維持する必要がある第 2 廃棄物処理棟のセル排風機にかかる動力ケーブルについては難燃性ケーブルとするということで、こちらが、
1:09:29	今回、第 11 編で申請をしている更新工事を行う、ケーブル馬の説明も追加しております。
1:09:37	その下換気設備のフィルター関係ですね、こちらでも難燃性材料を使用しているもの。それから、保温材関係は不燃性材料を使用しているということ。また、
1:09:48	建屋内の塗装、内装材ですね塗装と内装材については、コンクリートグラウト等の不燃性材料を使用するものですね。それから 8 ポツの発火性または引火性物質潤滑油とかですねそういったものを開放する設備、主に会計機器類が該当しますが、
1:10:05	そういったものはオイルシールやメカニカルシール等のシール構造、それから校正のケーシング等で、ORで漏えいしがたい構造となっているといったものでございます。
1:10:16	それから 9 ポツ、こちらは等価時間の評価を踏まえて、耐火能力をそれぞれ壁は 2 時間耐火扉は 1 時間耐火ということで、
1:10:27	記載をしております。
1:10:30	続きまして 57 ページ、引き続き発生防止ですけども。
1:10:34	建屋の換気については換気設備を設けているというふうなものです。それから十一番のところでは、こちらですね可燃性や引火性の物質潤滑油等が漏えいした場合であってもですね。
1:10:48	室内の換気、それから室温や設備周辺の雰囲気温度等から考えて、こちらが、これらが効かしてですね、多量の可燃性蒸気が発生する恐れはないということで、
1:10:59	防爆型の設計は不要ということを記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:11:03	それから
1:11:06	そういった発火性または引火性の物質の貯蔵ですけども、運転に必要な量に制限するというのでこちらは保安規定等に定めるということで運用も記載をしております。
1:11:17	それから水素が大量に発生する恐れのある設備はないということで対応は不要ということで記載をしております。
1:11:24	また 14 番の電気系統につきましては、こちらは保護継電器や遮断器等を設けているということで発生防止の観点で記載をしております。
1:11:35	また 15 番で、
1:11:38	建屋内のですね変圧器、これ絶縁イトウの可燃性物質を内包していないものを使用していると、一部、絶縁使用しているもの。
1:11:46	については等価時間を評価しまして安全機能に影響される。
1:11:50	影響を与える恐れがないことを確認しているというものでございます。
1:11:54	それから 16 番が、落雷に関するところで避雷設備を設ける。最後 17 番が、
1:12:00	建屋のですね、十分な支持性能をもつ地盤に設置しているということ、それから耐震Cクラスとして、
1:12:09	みずからが破壊または倒壊することによる火災の発生を防止しているということで、発生防止の観点を追記してございます。続きまして 58 ページが、
1:12:22	水色枠のところ火災の感知及び消火のところになります。
1:12:27	こちらはですねまず 1 ポツのところは自動消火設備ということで、第 2 廃棄物処理、自動火災報知設備ですね、初動電源喪失時に機能を損なわないように、約 60 分間の機能を保持できる。
1:12:39	内蔵バッテリー、これは消防法に基づいてつけているもので、バッテリーを設けているというものでございます。なおですね第 2 廃棄物処理棟のセル以外の設備につきましては、夜間休日等の通常勤務時間、
1:12:52	宇和設備をすべて停止をしておりますので、仮にですね勤務時間外に商用電源が喪失したとしても、安全機能に影響を与えることはないということを記載してございます。
1:13:03	それから 2 ポツで消防法に基づきまして消火器消火栓を設けているということで、これらはですね等価時間に対して十分な量を確保しているということで記載をしております。
1:13:16	それから 3 ポツですけども、こちら、
1:13:20	消火設備、第 2 の会計処理は先ほどご説明した自動消火設備ですね、こちら除きますけども、それは処理場の消火設備としては粉末消火器及び消火栓がありますのでそちらを記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:34	そのうちですね電源が必要な消火設備の消火栓ということで、商連系喪失時のですね電源確保不要ということで、三つ理由を記載しております。
1:13:45	まず一つ目ですけども、処理運転中に商用電源が喪失したバー処理は停止しまして自然に沈静化に向かうということで先ほどのご説明の通りとなっておりますので、
1:13:55	場所電源喪失時にですね、安全機能を喪失することはないという観点が1点、それから火災区域内における可燃物につきましては、可燃物の管理、保管方法ですね、構成の扉つきの棚、
1:14:08	それから金属製容器に収納するまた持ち込み量を制限するなど、火災の発生防止についてですね、保安規定等に定めて運用することとしております。
1:14:18	そのためですね商用電源喪失時に火災が発生するリスクというのは小さく、仮に火災が発生した場合でも、通常勤務時間外は作業員が常駐しておりますので、粉末消火器によるイトウによる、直ちに消火をすることが可能と。
1:14:33	ということで等ですね夜間休日勤務時間外につきましては先ほどのご説明の通りですね設備を停止しておりますので、リスクは火災が発生するリスクは極めて小さいんですけども、
1:14:45	仮に発生した場合にはですね、保安規定に定める勤務時間外に異常が発生した場合の措置、これらに従って対応することとなっております。
1:14:54	それから四つめですけども、消火設備につきましては、消火設備の単一の故障により安全機能に影響を及ぼす恐れがないことから、消火設備の状態を常時監視し、
1:15:06	故障警報を発報する設計は不要であるということです。なおですね消防法に基づく点検としては年2回実施をして、健全な状態を維持しているというものでございます。
1:15:21	続きまして59ページになります引き続き感知消火ですけども、5ポツとしまして、処理場はですねレベルが低い、放射性廃棄物を取り扱っていることに加えまして、
1:15:32	火災発生時においてもですね建屋の空調を机上起動した状態、当然場合によってフィルターの目詰まりや、必要に応じては、これ、閉止を、嶋。
1:15:43	停止して、フィルター交換等を行ったりということを行っていきますので、火災区域内の可燃物管理を、また管理も行っていきますので、煙の充満とかですね。
1:15:56	放射線による影響により消火活動が困難となるエリアはないというものでございます。
1:16:01	そのためですね自動消火設備または手動消火設備による、固定式の消火設備を設ける必要はないという設備でございます。ただし、第2廃棄物処理棟のセル排風機につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:14	排風機自体を構成ボックスで囲うまく火災区画としますけども、ため自動消火設備を設けて、消火することとするということでこちらは自動消火設備を、ここだけ設けているというものでございます。
1:16:29	それから6ポツですけども、各建屋ですれ小電源喪失時においても消火器を取り扱うことができるよう、
1:16:37	電源を設けた照明器具ですれ、明るさを確保するための商業照明器具というものは配置しているものでございます。
1:16:46	それからですれ7ポツですけども処理場には、重要度が高い安全機能を有する設備がなく、
1:16:52	消火栓の水源、ポンプの多様性とか多重性ですれ、そういったものを確保不要というものになってございます。それから8ポツで消火栓については2時間の放水量を確保できる量として、以下の通り。
1:17:05	すべて1号消火栓ということで2時間放水飯尾を、こちらの記載のすれ水源を確保しているというものであります。
1:17:16	それから続いて60ページですけども、水源につきましては、
1:17:21	消化性供用系とサービス系統を共用している設備が5施設がございすけども、サービス付経営等のすれ、ポンプ停止措置等により、
1:17:31	消火を優先することができるようになってございます。
1:17:36	また消火栓については関谷近イトウへの流入により、管理区域外への流出を防止することになるとしております。
1:17:44	また11ポツは自然現象をすれこちらについてましようカー。
1:17:49	工事設備とか消火設備、今火災報知設備や消火設備は屋内に配置しておりますので、そういった影響を受けることはないというものでございます。
1:17:59	あと原価形の中にはすれ化学消火、消防車ですれ、こういったものを配備しているであるとか、
1:18:07	13ポツのところである通り、誤動作、誤操作による溢水等が発生した場合であっても、
1:18:13	これら設備機器の改革、躯体堅牢であって、特に溢水がによってすれ変形損傷することがないということを記載してございます。
1:18:26	それから14最後14ですけども内部を負圧に維持するための排風機、こちら第2処理棟の整備を除くものすれけども、処理時のみ運転してまして、
1:18:37	こちらもし停止した場合には、閉じ込めはその設備で確保されるので、特段問題がないということを記載をしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:46	最後、61 ページに影響軽減の関係で、まず、処理場にはですね電気ケーブルとか、引火性の液体が密集するような、そういった火災区域というのはございません。
1:19:00	それからですね、常時作業員が所。
1:19:04	中断しているような制御室、そういったところは、建屋の関係により関係しております、
1:19:09	煙を廃棄することが可能な状態になってございます。
1:19:16	それからですね換気設備による換気に伴って放射性物質の環境への放出を抑制するというので、
1:19:23	必要に応じて廃棄は停止をして、
1:19:28	閉じ込めるといようなことも行います。
1:19:30	また 3 ポツで油タンク等はエアブリーザによる換気を行うということで設けております。ただしこのエアブリーザみたいなものはですね、発電所のように、
1:19:43	直接建屋外に換気するというものではございません。で、建屋内に一旦換気はしますけども建屋の空調ですね、これも廃棄されますので、
1:19:55	そういったことになってございます。あとは、4 ポツは耐火能力の話、5 ポツが防火ダンパの話ということで、こういったものを設けているということで影響軽減の対策を記載してございます。
1:20:06	ちょっと長くなりましたけども、以上になります。
1:20:09	はい規制庁シブヤスドウありがとうございました。
1:20:13	まず私から、3 点ほどございます。1 点目はとりあえず 3 方策の話は全然、申請書の方にはあるんですけども、今ご説明しようの方ではないということで、加えていただきますけども。
1:20:30	その前にですねさらにその 3 方策の前に、やっぱり基本的な、
1:20:35	やっぱり防火に対する考え方、
1:20:38	のご説明が、
1:20:41	あるのか、話としてわかりやすいかなと思ひまして。
1:20:45	基本はCクラスは、まず障防法でカバーしてありますということでいいと思うんですけども。
1:20:53	具体的には、障防法に従ってどういう、
1:21:00	基本的な方針を、
1:21:02	とっているか。
1:21:05	幹事ということで言うと消防法に基づくか、バスで感知器があるでしょうし、また基本的には 24 時間運転はしていないので、
1:21:14	基本的には係の方が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:17	消火器を持って、駆けつけるというのが多分、温泉になってるかと思えます。
1:21:22	日本 24 時間運転してるところには、自動的な消火装置があって、今出せるとか、消火器を持ち込めないところについては、
1:21:35	水を噴霧するような、
1:21:36	そういう設備がついてます。拡大防止については、階下平均。
1:21:42	ナンバー低下時だと、そういうのがあるっていうのが多分温泉かと思うんですけども、それをまずし、年クラスについては説明していただいて、
1:21:51	また、Bクラスがと、どうしても目につきますのでそれについてはまた別の項目で説明していただくことになると思えますので、またそちらでお伺いしますけども、そういう基本、
1:22:04	線の的場の説明がまず、あるのが良いかな、思いますというのが 1 点目です。あと 2 点目ですけども、
1:22:14	私も何したんですけども、許可の時に、まとめ資料を、
1:22:22	原価計算の方からお出しいただいておりまして、火災に関する資料も当然その中に入っております、タイトルで言うと、放射性廃棄物処理場における火災による損傷の防止という資料がありまして、
1:22:36	日付で言うと平成 28 年 3 月 15 日というふうになってるんですけども。
1:22:43	この指導が今見てみまして非常に詳しくわかりやすく、
1:22:51	入っておりますですし、ちょっと見ていて気がつくのが残念ですが、とですね、ちょっとこの資料と、現在の資料の中にギャップのある部分がちょっとあるかなと思っております、
1:23:05	ちょっとご確認したい、いただきたいんですけども。
1:23:08	例えばですね、
1:23:11	実際そのようにやってると思うんですけども、例えばフードの順番等の窓の一部は難燃性のポリカーボネートを用いてますとかですね、現在の、
1:23:23	資料の方には記載がないようなものも結構やりますというふうに、約束の段階で記述いただいているものがありますので、
1:23:34	ちょっとその辺の整合性を見直していただきたい。例えば、自動消火設備でいうと、最初伺ってたのは、排風機のセルは春がありますと、いうことで、
1:23:50	この新審査というか、
1:23:54	事実確認の中で、じゃあ、後野中はリプラスって人が入ってないんです。
1:24:00	構造だけどうなってるのかって言ったらそこは、水をスズキありますっていう説明を、お伺いしたんですけども、この、
1:24:09	まとめ資料を見ると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:11	さらにもう一步ですね、減容処理棟の一時保管室の廃棄物搬送装置他のモーターの部分にも、二酸化炭素消火設備があると、あとしようさかい開きます戸高自動消火設備は、
1:24:24	多分、
1:24:25	y現在も使われてるんでしたら多分3種類。
1:24:29	あるってということだと思んですけども。
1:24:31	爆風ところとかですね、ちょっと何か記載に。
1:24:36	違いがある部分があるように見受けられますので、ちょっと、もちろん当然そちらで同じ資料をお持ちだと思いますので、
1:24:44	ご確認いただければと思います。
1:24:47	齋藤が最後、細かいですけども、スライドの58に実工事工事がありまして、
1:24:56	あそこもうまず最初の火災の官庁で消火の感化後が盗難の消火すると、こういうものを消火栓の慣行になっているのその後1行目ですね、1行目の末尾に60分間機能を維持できる内蔵バッテリーの内蔵の増が、
1:25:12	心臓とか肝臓の増になっていて、何でこれ言うかっていうと、なんかちょっとページ数忘れたんだけど、新種申請書でも、この5人にた記憶があるのでちょっと検索していただいて、修正をお願いできればと思います。
1:25:26	私からは以上です。はい。
1:25:34	はい処理場のヨコボリですけども、まず
1:25:38	午後5時のところは大変申し訳ありません。しっかり検索をして確認をさせていただいて修正をさせていただきたいと思います。それから1点目にいただいたコメントですけども基本的な考え方ということでCクラス、それからBクラス一部セルがございまして、
1:25:52	そちらについては基本的な考え方をまずはしっかりまとめた形でこの資料に追記化をさせていただきたいと思います。
1:26:04	それから2、2点目のですね、
1:26:09	許可の段階のまとめ資料のところですね、そことの整合をとるところでは、
1:26:14	ちょっと改めてその資料を我々も見ているところですけども、ちょっと整合も確認しまして、抜けがある部分についてはしっかり追加をさせていただきたいと思えます。実際にはポリカボネートを、のせいになっておりますし、
1:26:29	そういったところでは対応しております。また
1:26:32	一つですね二酸化炭素消火設備なんですけども、こちらについては何度か実はヒアリングでですね、回答しておりまして、許可の段階でこういった設備もございましてということでこれは自主的に設置している実はものでございましてというのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:51	一時保管し通にスタッカークレーンという倉庫式の、ここ、保管場所なんですけども、そこにスタッカークレーンというクレーンが、
1:27:01	需要に走るクレーンが設置をしております、その中でクレーン利用のモーター部とかの電気火災が想定されるものなんですけども。
1:27:12	この二酸化炭素消火設備の放出口というのが、固定式となっていて、そのスタッカークレーンというのがホームポジションですね、最初のポジションに戻らないと、そこに放出口があるので、
1:27:25	そこに戻らない限りは消化ができないというものでして。
1:27:29	本当にあくまで自主的にこれちょっと設置当時ですねしたものになってまして、実際にはですね消火器や消火栓を使って、紹介をするということになってございますので、
1:27:42	こちらについては、許可書の方にも実際には記載をしてございませんし、当然、ヒアリングの過程の中です、いろいろご説明する中で、
1:27:53	この設備は期待しないということで、
1:27:55	設工認対象ともしてないというようなそういったものでございますのでちょっとその辺の、
1:28:01	過去のです、ヒアリングで改めて説明したりとかっていうところもございまして、ちょっとそういったところも保管できるような形で、資料の比較を行って、
1:28:13	足りないものはしっかり追加をさせていただきたいと思っております。
1:28:18	システムシブヤです。ありがとうございました。その辺の実際にはどうなってるかっていう点も含めて、また、進めさせていただければと思います。
1:28:29	また、この形とまとめ資料の方です、書きぶりの参考になる点があると思っておりますし、この許可の時の河成の診断時は、
1:28:39	河成室が閉扉の回数も入って、確認を行ってのはずなので相当細かく見ていただいてOKができるっていうそういう資料なので、当然した質が高いというかよく。
1:28:53	選べるはずですのでこれはよくご参考にさせていただければと思いますのでよろしくお願いたします。
1:29:02	はい。賞状ヨコボリで承知いたしました以前にもちょっとコメントいただいてまして、審査会合資料もですね写真等も踏まえてちょっとわかるような形のということでありましたので、そういったこともちょっと考慮しながらですね。
1:29:15	不足の部分と比較して、適切に対応したいと思います。
1:29:20	はい。他に規制庁側から何かございますでしょうか。
1:29:30	現状のアラカワです。
1:29:32	衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:34	内野渋谷が言った通りなんですけど、基本的な考え方っていうのをまず作っていただいとということになると思います。
1:29:43	基本的な考え方によってですね、その町を見せていただいているこの発生防止であるとか、換地小が、
1:29:52	ていようなものを、どういう場合には、深津っていうのが決まってるかと思うんですね。その上で、
1:30:01	基本的な考え方は、発生防止はこれをやるんだけれども、
1:30:06	どうしてもこれができない。
1:30:09	いようなところ。
1:30:11	があればですね、そこをしっかりと表明明示していただいとですね、審査の中で、
1:30:20	どういった代替策をとるのかと。
1:30:24	それは、保安上、十分な水準を持っているのか、ていようなことをですね、審査で確認をしていくてい流れになるかと思うんです。
1:30:36	ですので、まず基本的な考え方っていうのは必要になってきますので、しっかりお願いしたいと思いといます。ちよともう一つなんですけど、これもちよと細かい話で細かい話なんですけど。
1:30:49	今日の資料見ていただくとですね。
1:30:52	何々を使用しているとか、何々が設置されているとかですね、この現状をご説明いただいといる資料になってるんですけども。
1:31:04	あくまで審査は、詳細設計、
1:31:09	ここを確認するものでありますので、
1:31:12	基本的な考え方に基づいてですね、
1:31:18	不燃難燃のフィルターを使用するとかですね、設計という観点で、資料はまとめていただきたいと思いといます。
1:31:29	パワーポイントもそうですし、これは設工認の申請書自体も、そういう考え方で作っていただいと必要があるというふうに思いといます。
1:31:42	あともう一つ、
1:31:44	これはすごく、
1:31:46	単純な確認であと、これちよとやっぱ書いて欲しいなと思とてるんですけど、61ページ見ていただいと、
1:31:59	61ページの3ポツなんですけど。
1:32:04	村上クワーエアブリーザ等により廃棄するていふうに書いてあるんですけど。
1:32:10	エアブリーザって何ですかね。
1:32:14	エアブリーザを使うことによつて、この火災の影響軽減つて、
1:32:20	何がいいことが起きるのかつて言うのがちよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:32:24	私はわからなかったので、少し噛み砕いて書いていただければと思います。はい。私からは以上です。
1:32:36	はい処理場の横堀です。ありがとうございました
1:32:41	そうですねと基本的な考え方踏まえた3方策に紐付けた中でどうしてもできないことをですね、対応できないということがあればということでそちらが、
1:32:51	があればですねちよつと整理の中で代替措置をしっかりと我々も検討してその妥当性については、審査の過程でご審議いただくということでしっかりと整理をしたいと思っています。
1:33:03	また設計の観点ということで、ちよつと言葉が、設計の観点での記載になっておりません。ところが、この算定策についてはほとんど多分そうとなっておりますので、
1:33:16	そこはちよつと修正をさせていただくとともに、補正でしっかりと直したいというふうに思います。
1:33:22	そこは申し訳ありませんでした。それから三つ目のですね、油タンクのエアブリーザここについてもどういったものかというものを少し詳細にですね、丁寧にちよつと説明できるようにしたいと思います基本的に油タンクの中に、
1:33:37	発生した発生する可燃性のガスみたいなものですね、そういったものがタンク内にとどまらない。
1:33:42	ようにですね、発電所とかであれば屋外にですね廃棄するような、そういったものがあるということです。我々処理場の方は屋外にそういったものを排出するまでのものはないんですが、
1:33:55	一旦、広井室内の方に、エアブリーザで育ったものがあればですね、ガスを抜いて、建屋の関係で屋外に廃棄すると、そういったようなものになってますので、
1:34:07	少しこの辺の説明も丁寧に記載するようにしたいと思います。
1:34:11	ありがとうございます。
1:34:13	何か今の話エアブリーザの話を今話を聞いてると、ちよつと院長経験なのか、その発生防止なのかなみたいにもちよつと思いました。可燃性ガスを食べない。
1:34:25	どんだん外に出して、薄めて捨てちゃうみたいなね、そういう発生防止かななんていうにも思いましたけどどうまく整理していただいてということであります。お願いします。
1:34:37	はい症状の個別そうですね確かおっしゃる通り、発生防止の観点も多分に含まれているような気はしますので、ちよつともう1回整理の段階で、場合によって改めて発生防止の方に入れるかもしれませんが、ちよつと整理させていただきたいと思っています。
1:34:53	前回も、
1:34:58	じゃ次お願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:22	はい処理場のことですが次衛藤コメントの 50 番ということでページで 91 ページになります。ちょっと担当の方からこちらご説明しません所長お待ちください。
1:35:35	はい。主西條の木下でございます。コメントNo. 50Aでございますけれども、第 2 は 9 章の制度については三方則具体的に説明することということに対して回答でございますけれども、
1:35:48	第 2-1 の固体廃棄処理設備に乗せる、処理前排風収納セル等は、丹羽受け入れた固体廃棄物保管圧縮封入処理等を行う設備が設置されてるものでございます。
1:36:00	これの処理過程において熱源Aは用いないことから、セル内における発火減は、照明や所処理設備の電動機等の点、電気機器に限定されます。
1:36:11	これは電気は処理作業中に、限定して通電されるものであり、処理作業以外では火災の発生の可能性は引き上げて低いものとなっております。
1:36:22	そのためセル内には火災感知器は設置されておりませんが処理作業時は、作業員がセル遮へい窓からセルの内部を目視しながら作業数を実施することから、
1:36:33	万が一火災が発生した場合は速やかに核種することができるものでございます。
1:36:39	でセルには水噴霧消火設備が設置されており線内で電気火災が発生した場合はセル遮へい窓横に設置されたポンプ起動スイッチを押した後、
1:36:49	水噴霧開放弁を開操作しセル天井に設置された水噴霧ノズルから消火水を噴霧することで、セル外から消火活動は、河口可能でございます。1 例を図 1 ということで下に示しますが、
1:37:02	これが処理前廃棄物中のセルの操作面になりますけれども、セルの遮へい窓の手前に作業位置ということで作業しながら干渉するというものでございまして万が一セルの中で電気火災等発生した場合は、
1:37:19	左側すぐ横のポンプ起動スイッチを押して、すぐ右側の水噴霧開放弁こちらを開けることで、セル内に水を噴霧するというものでございます。
1:37:29	なお、なお廃棄物の取り扱い廃棄物はですね金属製容器に収納された状態で保管後そのまま圧縮処理容器ごと処理することから、
1:37:40	電気火災で発生したか、火災が廃棄物に延焼する恐れはないものと考えてございます。
1:37:47	またセル本体は健全な鉄筋コンクリート造壁厚さは 1 回、1.1 メートルであることからセル内火災が発生した場合においても、隣接する制度を含め収益影響を及ぼす高騰はないと考えてございます。説明は以上になります。
1:38:03	はい。江藤室長ありがとうございました。
1:38:05	何かご質問等ございますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:17	土岐芝ですけども、基本的に作業員が、火災が発生したときは、目視で発見することになるということですけども。
1:38:28	何か公表の方に、そういった火災対策の観点から、この作業、作業員に対して、何か、
1:38:38	運用で縛るといふかそういう記載があるんでしょうか。
1:38:46	はい処理場木口でございます。現状も保安規定等にはそこへ下部保安器下部規定にはといった手順、消火手順とかありますけれども、特段保安規定等では現状はそこまでの記載はございません。
1:39:04	なるほど。
1:39:05	はい。井藤さんありがとうございました。
1:39:12	他に何か、
1:39:15	質問等ございますでしょうか。
1:39:25	はい、じゃあ次お願いいたします。
1:39:32	はい荘司ヨコボリですけども、続きましてコメントNo.の 51 番、になりますコメントはですね。
1:39:40	教科書と設工認、後段の関係も含むこちらにつきまして、
1:39:44	火災防護の 3 歩策の観点で整理することと、また、
1:39:48	火災防護対象設備、こちらの選定プロセスですね、教科書における防護対象の母集団を抽出して、どのように取捨選択しているかということを含めて、
1:39:59	整理することということでコメントいただいております。
1:40:02	こちらにつきましては、まず許可の段階での各建屋の火災防護の 3 方策及びその対応状況、後段規制との関係については、
1:40:11	表 1 の通り整理をしているものでございます。
1:40:14	この三方柵に対する対応については、
1:40:18	まず①番として、キー認可ですね、設置当初及び設工認その 4。
1:40:23	認可をいただいているもの。それから②番の運用対応として、保安規定または下部規定で定めているもの。
1:40:31	及びですね③番としまして、今回の設工認その 9 で申請しているもので整理をし、1 と 2 に、猪野三野施設、こちらの排水貯留ポンド、それから保管廃棄施設のポツ L、それから、
1:40:45	他は既設の N1N2。
1:40:47	それから特定廃棄物の保管廃棄施設及び、保管廃棄施設 NL といったこういった保管廃棄関係のところですね、については、
1:40:58	近隣化であつたり運用で対応するということのみの対応は許可の記載となつてございますので、対象外としているといったものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:07	ただですねこの②につきまして運用対応のところにつきましては、後段規制の対応ということで今後申請を予定しております新規制基準対応に係る保安規定ですね。または、
1:41:18	運転経歴等ございますのでそういった下部規定に定めて適切に管理するというところで考えてございます。
1:41:25	こちらの図整理のところですけどもこの表の通りですね、分類、安全機能のクラス分類等それぞれの安全施設、許可の、
1:41:34	それから安全施設ですね、それに対して防護対象設備とするか対象外とするかっていうその理由ということで記載を簡単にまとめたホシトリのものになってございます。
1:41:46	本部に説明したものをですね表に落とし込んでようなものになってございまして、具体的にはですね。
1:41:54	ページちょっと飛びますけども、
1:41:56	94 ページ。
1:41:59	ところにですね、各許可でのですね、す。
1:42:05	記載を踏まえて整理したものをまとめてございまして、施設第 1 廃棄物処理棟で言えば、三方作として発生防止の方は、
1:42:15	評価上不燃性または難燃性の材料を使用するであるとか、こちらについては、設置当初に確認をしているもの。それから、二つ目、落雷による火災を防止するため避雷設備を設ける。
1:42:28	こちらは今回の諮問申請のですね第 1 編で申請をしているものでございます。
1:42:34	それから可燃性ガスの設備ということで漏えいしがたい構造、漏えい検知器だったりとかそういった部分こちらは、近隣型設置当初の、
1:42:43	設置からあるものっていうことできんかとして整理をしているものでそれから、建屋じゃないんですけども、そのの滝財津廃棄物処理棟に設ける、焼却処理設備ですね。
1:42:53	こちらについてはインターロックを設けるということでこちらは大木認可の上司になってございます。
1:43:00	それから建屋としては持ち込む可燃物資材で可燃性資材及び火気作業等の管理を行うということでこちらは、保安規定等で管理するという運用対応で整理をするといった形で、
1:43:14	牧家の部分がグレーのハッチングで保安規定等で管理するは、運用で管理するのは水色のハッチングしてますけども、こういった形で許可の設計方針のところを、
1:43:25	整理をかけた前ページの表に整理をかけているといったものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:32	ですのでこの表 1 で説明をしてしまいますけども、第 1 章影響の感知消火につきましては、自動消火設備、自動報知設備ですね。
1:43:41	火災報知設備等、消火栓設備を設けるということで、第 10 編で申請するものでございます。
1:43:48	それから影響軽減のところを大火兵器が耐火扉の区画や防火ダンパ、こちらについては設置当初のものになってございます。
1:43:57	それから作動イトウの貯蔵量ですね、こちらを運転上の要求に見合う最低量とするということでこちらは運用での管理と。
1:44:06	ということで整理しております。
1:44:09	そういった観点からですね、整理をかけていって、最終的にですね防護対象とそれからこの安全施設の中でのそうじゃないものということで分けて行っているといったものでございます。
1:44:26	下に第 2 廃棄物処理棟でございますけどもこちらも基本は同様になってございます。ただセル排風機発生防止のところのですね、一番下における排風機のところで、
1:44:36	動力ケーブルは難燃性材料を使用するということでこちらが、今回 11 分で申請するものでございます。
1:44:46	続きまして 90、5 ページになりますけども。
1:44:52	引き続き第 2 廃棄物処理棟の感知消火でセル排風機の自動消火設備のところですね、こちらは設工認その 4 で認可をいただいているというものでございます。
1:45:02	それから影響軽減については同様でございます。
1:45:05	接液第 3 廃棄物処理棟も、基本発生防止は同じでございます。不燃性または難燃性の材料、それから持ち込みの管理ですね。
1:45:14	感知消火影響軽減とともに他設備と同様の記載となっております。
1:45:21	それから解体分別保管棟こちらについても基本すべて同じですね、となっております。
1:45:29	96 ページの減容処理棟ですけども。
1:45:34	こちらですね基本発生防止の対策を同じような記載になってまして、アンモニアガスを使用する設備がありますのでこちらについては、今回第 1 編で申請しているものでございます。
1:45:48	それから発生防止のところをこちらについて金属溶融設備、焼却溶融設備ともに、インターロックを設けているというもので、こちら金貨の設備機能となっております。それ、
1:46:01	機構のですね感知消火影響軽減は大切道路でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:07	排水貯留 Pond につきまして発生防止として不燃性または難燃性の材料ということでこちら大きい認可となっております。
1:46:14	それから処理前、廃棄物の保管場所ですね、こちらにつきましては、不燃性または難燃性の材料ということで今回、第 8 編で申請しているものでございます。
1:46:26	それから廃棄物を金属製容器またはコンクリート容器に封入するという。それから、ただしですね容器に封入することが著しく困難な大型、廃棄物等でその性状がですね。
1:46:39	可燃性または難燃性のものによっては火災防護上の適切。
1:46:44	いろんな必要な措置を行うということでこういった運用管理のところ整理をけているものでございます。
1:46:51	それから 97 ページ、発生防止、それから感知消火こちらについては、も同様でございます。
1:46:59	同じくその下の発生廃棄物保管場所、こちらにつきましても処理前廃棄物を同じ記載となっております。
1:47:08	以降ですね、保管廃棄施設 L とか M1M2、それから得、次のページの特定廃棄物保管、
1:47:17	施設ですねこちらの保管廃棄施設については、基本同様の記載で真木認可や保安規定等の運用で管理するというもので整理をかかっているものでございます。
1:47:28	その下のホ 98 ページの固体廃棄物一時保管等ですね、こちらにつきましては、発生防止の不燃性または難燃性のところは第 9 編で申請をしているものでございます。
1:47:41	感知消火も本申請で対応となっております。
1:47:45	またその下の保管廃棄施設 NL、こちらにつきましては他の屋外ですね伴地下ピット式の対応と同様でございます。
1:47:54	それから廃棄物保管とポツ 1 と、次のですねポツ 2 というものがありますけども、こちらは建屋式の保管廃棄施設となっておりますので、
1:48:06	こちらにつきましては、
1:48:08	感知消火の部分について今回 10 分で申請をするといったものでございます。
1:48:15	その他の既認可の部分であったり、運用対応のところは、
1:48:21	同様となっております。こういった整理を、評価との整理を行いまして、92 ページに戻っていただきまして、
1:48:29	最終的にですね安全施設に対して、それぞれ防護対象とするか運用対応または既認可で整理ができるかということで、抽出をしていたというものになってございます。
1:48:42	こちらの説明は以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:45	はい、ありがとうございました。何かご質問、コメント等ございますでしょうか。
1:49:02	磯伊藤ですけれども、90、97 ページ。
1:49:10	はい。
1:49:13	他費施設。
1:49:16	NあんこかいうⅡとかで、発生防止のところで、続いてまた難燃性材料を使用する、これは
1:49:25	公金課括弧設置当初というふうにあるんですけれども、
1:49:28	これの設置のための説明の中で、その火災の発生防止について申請をして原価を終えたってそういう趣旨だというご説明でしょうか。
1:49:42	排風上のヨコボリですけどもこちらについては、そういった趣旨ではございません。当時これ古い施設がほとんどでございまして、当時技術基準の要求事項を伐採防護のところであったりそういったところに対して、
1:49:58	こういった申請、またこの条項に対してこういった申請というような形で、
1:50:03	ちょっと申請しているものではないんですけども、整理表のですねこれ三角に該当するような場所でございますので、
1:50:13	当時の設工認からそういった形の記載、鉄筋コンクリート造とかですね、そういったところ読み取れるということで、そういった趣旨で整理をしたものでございます。
1:50:23	清野イトウですけれども、そういう意味では事実としてはその火災対策として申請をしてみたものではないということですね。
1:50:35	対象上のことですがそこはおっしゃる通りです。
1:50:38	はい。そういうことですね。
1:50:41	これは、その下のコラム規定等で管理っていうところは、
1:50:47	これと内容的にはその火災対策の発生防止としてやるべきこと。
1:50:53	あって、現状の考え方としては、建設工認で、こういったことを記載することは考えていないんだけど、保安規定の申請の段階で明記をしようと、初めて明記をしようと思ってるっていうそういう、
1:51:08	必要だということですか。
1:51:13	小城野ヨコボリですけども我々の整理としてはおっしゃる通りでございまして、設工認と運用の保安規定と分けてちょっと考えておりました、
1:51:23	しっかりその運用で管理するものについては今後申請をする保安規定の中で、しっかり記載をして管理をしていくということで今のところ考えております。
1:51:35	規制庁にとりあえずありがとうございます。
1:51:39	これも他の市の事業申請なんかを見ていただいてもいいと思うんですけども、基本的な火災の対策っていうのは運用も含めて、
1:51:51	ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:52	発生防止なんかは、それこそ矢野砂層策動設工認の要求にこたえるのかっていうのを、基本的な考え方に述べて、運用で対応するところは設工認を受けた上で、その保安規定の、
1:52:08	運用、
1:52:10	具体を示すってということもやっているかと思しますので、ちょっと、
1:52:14	どうやるべきかというのは、
1:52:16	少し検討いただいてもいいかなと思っています。
1:52:22	小城野ヨコボリですけども。承知いたしました我々も今先ほど説明しましたけれども、確かに
1:52:31	現在申請している添付書類や申請書の添付書類にサポーターと書いてまして、その発生防止の関係なんかで言えば、こういったものは運用で管理するみたいなどころも実際設工認に記載している部分もちょっとありますので、
1:52:46	そこはですねちょっと運用も含めて、整理をして設工認の方に記載をした上で、
1:52:53	保安規定に定めて管理するような対応で、ちょっと補正を考えさせていただきたいと思えますまして、非常に発生防止のところも、
1:53:06	実は設備の仕様物作る時の仕様として改正で
1:53:12	見にくいをとして使われてるんだと思うんですが、
1:53:16	今運用のところの、せっかく二段階で基本的な考え方の整合って話をしましたけれども、ここの発生防止の目的との関係、何らか述べる必要はないのかっていうのはご検討いただいた方がいいかなと思しますので、
1:53:33	よろしく願いいたします。
1:53:41	を、
1:53:43	はい庄子城野横堀です。すみませんちょっと今のご質問のところなんですけども、この発生防止の運用対応以外の、
1:53:52	美瑛ところの基本的な考え方というかその整理の中で、
1:53:59	その運用以外のところ、
1:54:02	のを、
1:54:04	しっかりスポーズ踏まえて記載をする、そういうそういう今のコメントの、例えばですね江藤ほかはい。
1:54:14	結節M案の発生防止とはどう行うのかっていうことについて、その火災対策の関係からは、
1:54:23	不衛生または難燃性材料を使用するっていうことが、
1:54:28	必要条件なんであれば、それは当然何を作る接合人間がここにやられてると思うんですけども火災対策として、
1:54:37	そういった工場は必要だということを述べ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:54:42	入れる必要はありませんかって言う通りです。
1:55:24	はい処理場のヨコボリですけども、塗装をしますとこの例えばM1 岡井kmhの発生防止、不燃性または難燃性材料を使用するというので、
1:55:36	そういった構造に当然なっているものなんですけれども、
1:55:41	その部分を改めて今回の設工認の方で、
1:55:47	記載をする、とかそういった設計対応ということで、
1:55:53	認可を取るべきと、そういうことですか。
1:56:00	方針は述べるべきではないかっていうことですね。
1:56:06	そこについて工事をするという事ではないと思うんですけども具体的な。
1:56:13	はい、承知しました。
1:56:16	わかりましたちょっと方針基本方針、基本的な考え方そういった部分を整理をしていきますので、その段階でこういった既認可というかですね、当時のそういった構造になっているものについても、そこはしっかりし、考え方を記載するようにしたいと思います。
1:56:35	当然今回何か工事を伴ってどうこうというものはございませんけども、
1:56:40	そういった向上をであるようなことをしっかり担保するような形で基本的な方針を整理したいと思います。
1:56:48	はい、規制庁ですよろしく申し上げます。
1:56:54	清鹿志村ですけども、ちょっとその時間なので、この 51 番からですねまたちょっともう 1 回来週に評価を設けて、
1:57:06	ヒアリングをさせていただければと思いますけどもちょっと先にですね、60 番をちょっと 1 回伺いたいので、60 番を先にご説明して今日終わりということで、お願いできますでしょうか。
1:57:28	対処理場ヨコボリですけども、コメントの 60 番ということでページで 121 ページですね、こちらの圧力逃しのところ。
1:57:39	の回答かと思えます。
1:57:42	こちらのもともとの資料上はですね最初にいただいたコメントの記載のままとしておりまして、
1:57:48	実際にいただいたコメント、もともと旧基準規則の七条とかの材料構造のところでの逃がし弁の話、それから第 13 条、審議、試験炉技術基準規則の第 13 条ですね。
1:58:02	こちらでちょっと比較そのみの比較で説明しておったわけなんですけども、閉じ込め機能の観点であればですね、従来から変更がない 35 条関係。
1:58:12	合理的説明した方が良くはないかということでコメントをいただいたものに対する回答ということで、資料の方は見直したのになってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:23	まず回答No中で、第1%第2パラのところは特に変更なくですね、圧力逃がし弁設けていて、ただその前段としてインターロックがあるということをそのまま記載をさせていただきます。
1:58:38	第3パラのところからなんですけども、当施設竣工時の設工認申請においてですね、おいては金属設備及び焼却用設備での、
1:58:48	処理において発生する、排ガスですね、液体状の放射性廃棄物ですけども、処理する廃棄上申装置については、閉じ込め機能の観点から、
1:58:59	技術基準の第1、当時の旧基準のですね25条になりますけども、こちらの第1項の1号4号、及び第5号ですね、に対する適合設備として整理をしていたものでございます。
1:59:14	この各設備の溶融炉、または焼却炉に設ける圧力逃がし機構については、
1:59:21	設備の設計上ですね、炉内で異常な圧力が上昇した場合、まず、先ほど述べたインターロックが作動しまして加熱が停止することで、
1:59:30	事象は沈静化あば処理した場合まずインターロックが作動して、
1:59:35	放出が止まるということですね沈静化に向かうため、自主的な位置付けの設備として。
1:59:44	施設教授ですね設工認申請書においては、申請範囲外ということで、申請をして認可を取得しているものでございます。
1:59:54	なおですね旧技術基準規則の第7条、材料構造の第2項には、
2:00:00	原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に伸ばし弁当を設ける旨の要求があるが、
2:00:06	安全を確保する上で重要な機器に対する要求はですね主に当時資料に対するものであると判断をしまして、適合条項としていないというのが、当時の考え方でございます。
2:00:19	一方で新規制基準対応における、許可の段階で、
2:00:24	におきましては安全施設に、としてですね、安全機能の重要度分類の明確化を図っておりまして、この金属溶融設備及び焼却用設備はとじ込み機能の観点から、クラス3PS3ですけども、に分類をしております。
2:00:39	また、上述の通りですね炉内で異常が圧力が上昇した場合にまずインターロックが作動しまして、
2:00:47	事象は抽象化沈静化に向かうものであり、運転中もですね常に負圧管理をしていることから、閉じ込め機能を喪失するリスクというのは小さいものですね。
2:00:58	以上の圧力上昇というのは瞬間的な事象であって、インターロックが作動してもですね、瞬間的に制圧になる可能性もこちらも考慮をする必要があると判断をしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:09	圧力逃し機構についても、クラス 3、MS3 に分類をしているというものでございます。これは今回の許可で分類した整理となっております。
2:01:20	まず、
2:01:21	これらについてですね、新試験炉を技術基準規則につきまして、においては、第 35 条をに当たる廃棄物処理設備の要求事項について、
2:01:31	第 1 項の 1 号から 6 号、こちらはですね、都築当時から変わっておりませんけれども、圧力逃がし機構を安全施設として位置付けているということで、
2:01:42	安全、圧力逃し機構からですね、排気系統に、の排気系統につきましては、
2:01:49	この試験の技術基準規則の第 35 条の 1、1 項の 1 号、4 号 5 号、これを適合条項として今回申請を行ったものでございます。
2:01:59	また試験技術基準規則では、第 35 条の 1 項 7 号が、
2:02:04	散逸防止のところですけども、こちらが新規要求として追加されたため本郷についても今回適合条項として申請をしております。
2:02:13	なおですね、第 13 条の安全弁等、こちらにつきまして、旧基準の第 7 号 2 項と同様の要求ですけども、こちらにつきましては、安全弁等を設ける要件がですね、旧基準規則の、
2:02:27	安全を確保する重要な機器から安全機能の重要度に応じてと変更になってございまして、圧力逃し機構がですね、この第 13 条に適合するようは、
2:02:38	安全機能の重要度、クラス 3 に応じて設ける安全弁等に該当するものと判断をしまして、第十三号についても今回適合条項として申請を行っているものでございます。
2:02:49	こちら説明は以上になります。
2:02:51	はい、どうぞ渋谷委員ありがとうございました。
2:02:54	すいません。2 ページの項目ほどですけども、まず左上行っていたいで 9-25 条に申請しなかった理由としては、自主設備と普通のインターロックの方があることから、安全、
2:03:12	面というか背景との方は自主設備として考えてたので申請しなかった。9-7 条の方については減少施設という書き方をしているので、
2:03:24	該当するものではないというふうに判断して、申請をしなかった。右側に行きまして 13 条については、今回申請することになったわけですけど、その申請ということだっというとしては、
2:03:37	この安全機能の重要度に応じてという表現に、下線部分の表現が変わって、これらの広報設備が PS3 とか MS3 に分類されたことから、それを踏まえて 13 条については新しく申請することになる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:55	で、深度 35 条の方については第 7 項は、新しく加わった条文であることから、新しく適合するものとして、は申請することになった。
2:04:06	で、多分そこまで言うとはんですが後々一条 4 条、介護米 1 号 7 号 4 号 5 号を、
2:04:14	当庫申請することに新しくなった理由としては、もう 1 回ご説明いただくと、どういうことだったでしょうか。
2:04:22	はいこちらにつきましては、圧力逃がし弁自体もですね、MSさんに今回許可状を定めて、分類をしているということで、
2:04:34	この、
2:04:36	1 号 4 号 5 号というのは特に安全機能の重要度に応じてどうこうという記載はもちろなんんですけども、閉じ込めの観点でそこも安全機能として期待をするというかですね、そういったことで今回許可上整理をさせていただいたためですね。
2:04:52	そういった観点でこの廃棄物処理設備の気体廃棄というところも、適合させる、該当するというので今回判断をして、申請をしているというものでございます。
2:05:04	成長世代ありがとうございます。繰り返しになってしまうかもしれませんが、演じたウェス 3 に分類してエントリーするからには何か条項が必要だろうということで、この 35 条の 14 号が該当するのではないかと、いうことで申請をしたと、そういう理解でよろしいですか。
2:05:22	はい。荘司城野ヨコボリです。おっしゃる通りです。はい、わかりました。はい、コメントお願いします。
2:07:04	中里 1 会話中 3 条は、議員指導を
2:07:09	何か想起させるような条文だということでしたけども、情報 35 と 13 と両方残されることについては特に。
2:07:18	根拠はないでしょう。
2:07:20	13 条はね、
2:07:23	条文だけ見ると、原子炉施設にはとしか言っていないので、読み方だと思うんですよ。
2:07:33	一般的に考えれば、試験炉の、
2:07:37	基準なので、
2:07:39	まず周りのその圧力上昇方針はね、そんな
2:07:47	ものを想定してるんだろうなと思うんですけども。
2:07:51	三条自体の、
2:07:53	の作りを見れば、あそこ限定してるわけじゃないので、ここにもあったんじゃないかって言う必要であれば、それは、
2:08:03	否定するものではないかなという気はします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:08	はい。ありがとうございます。はい。これはもう明瞭シーンになっちゃうだけなんですけれども。
2:08:17	今回、登録する。
2:08:22	ということになったのは、
2:08:25	この資料にも書いてあります瞬間的にその水圧になるような状態っていうのが、
2:08:33	ありますと。
2:08:35	だから今回、Msためとして登録をすると。
2:08:40	ということなんですけれども。
2:08:43	この瞬間的に制圧になる。
2:08:46	可能性っていうのは、昔から設備が別が変わってるわけじゃないから、
2:08:54	同じであったと。だけれども、
2:09:01	何ですかねもうどういふのかなその重要度というかそのきき具合というかですね。
2:09:07	そういう観点から、登録しなかったっていう。
2:09:13	そういうことなんですかねえ。
2:09:35	はい処理場のヨコボリですけども。そうですね当時はですねそういった重要度の観点で、あくまで、
2:09:44	インターロックが先に作動しててということでそこまでの申請で逃がし弁についてはですね。
2:09:52	本当に自主的な位置付けというか、そこまでそこに期待をしない設備ということで範囲外ということで、申請をしているという、そういった状況でございます。
2:10:04	確かにおっしゃる通り瞬間的な話になればですね当時は今も変わらないのじゃないかっていうことは確かにおっしゃる通りなんです、当時の整理ということではそういった整理をしていたということ。
2:10:18	になります。
2:10:20	わかりました。はい。
2:10:23	系統資材です。ちょっとテクニカルな確認なんですけど、もし、安全弁がなかったとして、瞬間的な制圧が発生したとするとその上の方の投入口の辺りからコープ首都高漏れちゃうとかそういうことが起きるっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
2:10:43	はい処理場のヨコボリですけども、設備自体もですね原料になってましてそういった投入口もですねかなりしっかりした当然構造になっておりますので、
2:10:56	基本的に圧の逃げ口いいという観点で言えば、通常の排気系の方に逃げると思っています。要は廃棄負圧に引っ張っている中で、
2:11:05	そこが止まった時にそのを負圧に引っ張る系統の能力以上になるということですけども基本はそっちの排気系の方にまだ逃げるとは思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:22	八鍬ですけども、インタロックが働いたからといって、その排気系の方のダンパーがしまったりとかっていうのは、
2:11:32	発生しないってことなんですかね。
2:11:37	はいこのインターロックが作動してもですね背景は動き続けますので、ダンパが閉まるようなことはございません。
2:11:46	ありました。
2:11:53	いかがでしょうか。
2:11:57	はい。
2:11:58	さっき求めましたけどもまたちょっと来週続きをさせていただくということで、本日のヒアリングはここまでにさせていただきます。ご参加ありがとうございました。
2:12:09	ありがとうございました。
2:12:11	高浜でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。